

垂井町まちづくり基本条例

もっと身近に😊 協働のまちづくり！

Q1（質問）“まちづくり基本条例”って、どんな条例なの？

A（答え） 住民自治の基本理念（基本的な考え）や自治体経営の基本原則（基本的なきまり）、制度などを規定したものが「まちづくり基本条例」です。その名称や内容、つくられる方法や形は、自治体によってさまざまです。また、この条例は、自治体の最高規範として位置づけられることから「自治体の憲法」と言われることがあります。

垂井町のまちづくり基本条例は全10章28条で構成され、まちづくりの基本理念、基本原則、住民、議会、行政の役割と責務、協働のまちづくりの進め方など、町が目指すまちの姿やまちづくりの基本的なルールを定めています。

また、前文（条例を制定した背景、理由などを述べたもの）には、すべての住民が、「このまちに会えてよかった。」と思えるような、幸福度の高い、自主自律した協働のまちの実現に向けて取り組む決意が記されています。

